

環境安全研究センターが主催する環境安全教育の学外者の受講に関する規則

平成30年4月23日

環境安全研究センター運営委員会議決

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学環境安全研究センター(以下「センター」という。)が主催する環境安全教育(東京大学環境安全教育受講管理システムに登録されている環境安全教育及び受講希望者の要望に沿ってセンターが独自に設計した環境安全教育をいう。以下同じ。)を、本学の構成員以外の者が受講することについて、必要な事項を定める。

(受講目的)

第2条 環境安全教育は、受講が、科学技術・産業技術の発展に資する、環境安全の素養の習得及び環境安全の素養を身につけた人材の育成方法の習得を目的とする場合に利用することができる。

(受講資格)

第3条 受講者は、次の各号のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 国内外の行政機関あるいは法人に所属する者
- (2) その他環境安全研究センター長(以下「センター長」という。)が認めた者

(受講の申請手続)

第4条 受講を希望する者は、受講申請書(様式1)、誓約書(様式2)及び受講者名簿(様式3)をセンター長に提出しなければならない。

2 センター長は、申請書及び誓約書の内容に基づいて受講の可否を判断し、申請者に遅滞なく結果を伝えることとする。

(受講料)

第5条 環境安全教育の受講料については、別に定めるものとする。

(受講許可の取消)

第6条 センター長は、次の各号のいずれかに該当する場合は受講許可を取り消すことができる。

- (1) 管理上の事由が生じた場合
- (2) 受講申請書に記載された事項が事実と反する場合
- (3) その他センターの指示に従わない場合

(事故補償)

第7条 センターは、受講者の故意又は過失により発生した事故による負傷等に対する補償は行わないものとする。

2 受講者の故意又は過失によって、教育施設等の破損など施設に損害を与えた場合には、受講者及びその所属機関が連帯して弁償し、速やかに原状に復することとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、本学構成員以外の環境安全教育の受講に関し必要な事項は、センター運営委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月23日から施行する。

様式 1

年 月 日

国立大学法人東京大学 環境安全研究センター長 殿
(受講希望代表者)

〒

住所

所属

身分

氏名

印

受講申請書

標記の件について、環境安全教育の受講を申請しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

注文 No

太枠内をご記入下さい

教育の種類	
受講目的 (具体的に ご記載下さい)	
受講人数	
請求書送付先	〒 住所 氏名 Tel : Fax : E-mail :
請求書宛名	
備考	

* 審査及び事務手続きに各 2 週間を要する場合があります。

お問い合わせ先及び送付先

〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1

東京大学環境安全研究センター 環境安全教育担当

Tel : 03-5841-2972 Fax : 03-5841-1233 E-mail : ehsprogram@esc.u-tokyo.ac.jp

センター長	事務室	教育責任者	担当者
日付	日付	日付	日付
印	印	印	印

様式 2

年 月 日

国立大学法人東京大学 環境安全研究センター長 殿

誓 約 書

東京大学環境安全研究センター環境安全教育の受講に際し、受講希望者は以下の事項を厳守することを誓約します。

- (1) 教材は申請した受講目的以外の用途には活用しない。
- (2) 教材を他人に貸与あるいは譲渡しない。
- (3) 教材の複製はしない。
- (4) 環境安全教育担当者の指示にしたがう。
- (5) 環境安全研究センターの定める受講料を支払う。
- (6) 故意又は過失による事故に対する補償を求めない。
- (7) 故意又は過失による施設の損害を弁償する。

代表者

氏 名

署名又は捺印

日 付

年

月

日

様式 3

受講者名簿

必要に応じて行を追加して下さい

代表者氏名	
受講者 1	
所属	
身分	
氏名	
電話番号	
E-mail	
受講者	
所属	
身分	
氏名	
電話番号	
E-mail	

環境安全教育受講料取扱細則

平成30年4月23日
環境安全研究センター環境安全教育専門委員会議決

(趣旨)

第1条 この細則は、環境安全研究センターが主催する環境安全教育の学外者の受講に関する規則第5条第2項に基づき、環境安全教育の受講料に関し必要な事項を定める。

(受講料)

第2条 受講料は、別表に定めるところによる。ただし、環境安全研究センター長が特に認めた者が受講する場合は、受講料を免除することができる。

(受講料の徴収)

第3条 受講料は、本学が発行する請求書により徴収することとする。

2 受講者への受講料の請求は、原則として申請ごとに行う。

3 支払期限までに料金が支払われない場合は、支払期限の翌日から支払日までの日数に応じ、その未払額に年5%の割合で計算した延滞金を請求することがある。

4 納付された受講料は、環境安全教育設備の故障により所期の教育が得られなかった場合、又は天災等のやむを得ない事情により受講が不能になった場合以外は、払い戻ししない。

附 則

この細則は、平成30年4月23日から施行する。

別表(第2条関係)

項目	受講料(一人あたり・教材代込)
環境安全講習会 Environment and Safety Course	5,000 円
環境安全見学会 Environment and Safety Tour	5,000 円
実験系基礎実習 Experiential Learning for Lab. workers - Basic	3,000 円
化学物質取扱い者向け実習 Experiential Learning for Chemical Users	5,000 円
化学的有害廃棄物取扱い者向け演習 Practical Training for Waste materials handling	2,000 円
寒剤 Experiential Learning for Liquid Cryogen Users	5,000 円
受講者の要望に沿ってセンターが独自に 設計した環境安全教育	実費相当(個別契約による)